

# 「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定支援業務委託」 ご質問への回答

【令和8年2月27日更新】

| NO. | 項目   |           | ご質問   | 回答   |
|-----|------|-----------|---|--|
| 1   | 提出書類 | 参加資格確認申請書 | 実施要項「6 参加資格確認申請書等の提出」「(4) 提出書類」に、「エ 令和3年度から令和7年度までに本業務内容に類似する業務を受託した際の契約書及び仕様書等の写し」とありますが、受託済みだが現時点で完了していない案件も含むことでよろしいでしょうか。   | 実施要項「3 参加資格要件(2) 個別事項 ア」において、仕様書の「10 業務内容」と同種業務委託の『履行実績』を有している者としており、完了していない案件は含まれません。 |
| 2   | 提出書類 | 参加資格確認申請書 | 実施要項「6 参加資格確認申請書等の提出」「(4) 提出書類」に、「エ 令和3年度から令和7年度までに本業務内容に類似する業務を受託した際の契約書及び仕様書等の写し」とありますが、その業務実績がテクリスに登録され、業務内容が確認できる場合、テクリスの登録内容確認書が「契約書及び仕様書等」に相当するものと解してよろしいでしょうか。   | お見込み通りです。  |
| 3   | 提出書類 | 参加資格確認申請書 | 千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定支援業務委託の参加資格申請における提出書類について質問があります。<br>千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要項における6（4）提出書類の「カ 市税完納証明書」は、「市税に係る滞納処分を受けたことがない証明書」で足りるのでしょうか？  | 千葉市税を滞納していないことが証明されれば足りるので、「市税に係る滞納処分を受けたことがない証明書」によることができます。                          |
| 4   | 提出書類 | 企画提案書     | 実施要項「8 企画提案書の提出」「(4) 提出書類等」に、「用紙は、A4判両面印刷とすること。」「企画提案書は表や図を使用し、用紙1枚につき2,000字以内に収めるものとする。」とありますが、A4判1枚（両面）につき、図表中の文字は除いて、2,000字以内に収めることになりませんか。それとも、A4判1枚（両面）につき、表中の文字を含み図中の文字を除いて、2,000字以内に収めることになりませんか。      | 図表中の文字は除きます。   |
| 5   | 提出書類 | 企画提案書     | 実施要項「8 企画提案書の提出」「(4) 提出書類等」「2. 見積書・積算内訳」について、「人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠を、可能な限り詳細かつ明確に記載すること。」とされています。<br>ここで、人件費の根拠となる単価は、設計業務等委託等技術者単価（国土交通省）を採用したいと考えていますが、この場合、令和7年度単価ではなく令和8年度単価（令和8年2月17日国土交通省）を採用して差し支えないでしょうか。 | 差し支えございません。  |

# 「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定支援業務委託」 ご質問への回答

【令和8年2月27日更新】

| NO. | 項目  |                                  | ご質問   | 回答  |
|-----|-----|----------------------------------|---|---|
| 6   | 仕様書 | 家庭ごみに関する意識調査の実施<br>事業所アンケート調査の実施 | 仕様書「10 業務内容」 「<令和8年度>（1）ごみ処理の現状把握と課題調査」 「イ 家庭ごみに関する意識調査の実施」 「ウ 事業所アンケート調査の実施」 について、封筒・調査票の作成・印刷や発送・回収に係る費用は、本業務の委託費に含まれると解してよろしいでしょうか。                  | お見込み通りです。   |
| 7   | 仕様書 | 概算コストの試算対象期間                     | 仕様書「10 業務内容」 「<令和8年度>（4）次期計画の策定に関する提案」 「カ概算コストの試算」 について、「計画期間内（令和10～24年度）における、経費の試算を行う。」とされていますが、計画期間を10年間（令和10～19年度）とする場合は、同期間のみの試算を行うものと解してよろしいでしょうか。 | お見込み通りです。   |
| 8   | 仕様書 | 各種会議への出席等                        | 仕様書「10 業務内容」 「<令和8～9年度>」 「イ 庁内会議（策定委員会、ワーキングなど）及び千葉市廃棄物減量等推進会議等」 について、本業務範囲は資料等の作成・提出された依頼への対応であり、出席や議事概要作成等は含まれないと解してよろしいでしょうか。                        | 庁内会議については、出席・議事概要作成及び説明は含まれません。他方、千葉市廃棄物減量等推進審議会及び専門部会については、出席・議事概要作成及び説明を求める場合があります。 |